

板橋区中央安全衛生委員会学校給食調理場専門部会設置要綱

(設置)

第1条 東京都板橋区安全衛生委員会規則（平成9年板橋区規則第24号）第13条の規定に基づき、学校給食調理場専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、板橋区立の学校（東京都板橋区立学校設置条例（昭和30年3月24日板橋区条例第9号）により設置された学校に勤務する給食調理に従事する職員の安全衛生に関し、次の各号に掲げる事項について調査研究を行うものとする。

- (1) 学校に勤務する給食調理に従事する職員の危険及び健康障害を防止するための対策に関すること。
- (2) 学校に勤務する給食調理に従事する職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び発生防止対策に関する事項で、安全及び衛生にかかわるもの。

2 専門部会は、前項の調査研究に基づき、必要があると認めるときは、中央安全衛生委員会に報告し、及び意見を述べることができる。中央安全衛生委員会から意見を求められた場合についても、また同様とする。

(構成)

第3条 専門部会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教育委員会事務局 学務課長（以下「学務課長」という。）
- (2) 教育委員会事務局 学務課学校給食係長
- (3) 教育委員会事務局 学務課学校給食係職員のうちから、学務課長が指名する者1人
- (4) 教育委員会事務局 新しい学校づくり課学校施設係長
- (5) 教育委員会事務局 教育総務課学校職員係長
- (6) 調理の職にあり、かつ技能長である者1人
- (7) 調理の職にある者等のうちから、職員団体の推薦を受けた者5人

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置き、学務課長をもって充てる。

2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総括する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(開催及び招集等)

第6条 専門部会は、必要に応じて開催することとし、部会長が招集する。

2 専門部会の議事は、中央安全衛生委員会の例による。

(助言)

第7条 専門部会は、必要があると認めるときには、第2条第1項各号に掲げる事項について産業医（東京都板橋区安全衛生管理者等設置規則（平成9年板橋区規則第23号）第3条に規定する主任産業医又は産業医をいう。）の助言を求めることができる。

(事務局)

第8条 専門部会の事務局は、教育委員会事務局学務課に置く。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。